

# 監 査 報 告 書

令 和 8 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員



兵監委報第6号  
令和8年6月1日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

花岡正浩

高永徹

岡つよし

前田ともき

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年11月11日から8年5月22日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。



# 一 目 次

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	11
第3 指 摘 項 目 の 内 容	15
地 方 機 関 等	17



# 第 1 監 査 の 実 施



## 1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を、兵庫県監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

## 2 監査の対象

監査の対象とした254地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
総務部 東播磨県民局	令和8年5月20日、21日
北播磨県民局	令和8年5月14日、15日
中播磨県民センター	令和8年2月9日、12日
西播磨県民局	令和8年3月11日、12日
但馬県民局	令和8年1月22日、23日
丹波県民局	令和7年11月25日、28日
淡路県民局	令和8年2月3日、6日
東京事務所	令和8年1月9日
県民生活部 兵庫陶芸美術館	令和7年12月1日
危機管理部 広域防災センター	令和8年5月18日
福祉部 中央こども家庭センター	令和8年5月22日
加東こども家庭センター	令和8年5月18日
姫路こども家庭センター	令和8年2月13日
豊岡こども家庭センター	令和8年1月26日
県立明石学園	令和8年4月28日
保健医療部 県立健康科学研究所	令和8年5月22日
食肉衛生検査センター	令和8年5月22日
産業労働部 県立ものづくり大学校	令和8年2月5日
県立但馬技術大学校	令和8年1月26日
農林水産部 県立農林水産技術総合センター	令和8年5月15日
姫路家畜保健衛生所	令和8年2月5日
朝来家畜保健衛生所	令和8年1月14日
淡路家畜保健衛生所	令和8年2月9日
県立森林大学校	令和8年4月14日
環境部 森林動物研究センター	令和7年12月1日

実施機関名	監査実施日
まちづくり部 県立淡路景観園芸学校	令和8年2月9日
教育委員会 播磨東教育事務所	令和8年5月22日
播磨西教育事務所	令和8年2月13日
但馬教育事務所	令和8年1月26日
丹波教育事務所	令和7年11月28日
淡路教育事務所	令和8年2月9日
県立南但馬自然学校	令和8年1月26日
県立但馬やまびこの郷	令和8年1月26日
県立総合教育センター	令和8年5月18日
県立図書館	令和8年5月22日
県立歴史博物館	令和8年2月13日
県立コウノトリの郷公園	令和8年1月26日
県立考古博物館	令和8年4月28日
東灘高等学校 外169校	令和7年11月11日、11月17日、11月27日、12月1日、12月2日、12月11日、12月12日、令和8年1月14日、1月15日、1月19日、1月26日、1月30日、2月9日、2月13日、4月13日、4月14日、4月15日、4月28日、5月18日、5月22日
公安委員会 東灘警察署 外45署	令和7年11月13日、11月17日、12月1日、12月2日、12月12日、令和8年1月19日、1月26日、1月30日、2月9日、2月13日、4月14日、4月20日、5月18日、5月22日

## 第 2 監 査 の 結 果



## 1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が27機関において48項目あった。内容面では収入未済と財産管理事務が多く、両区分で全指摘項目の約4割を占めている。

収入未済については、200万円以上の県税高額滞納額は減少したものの、全体では依然として多額となっている。

財産管理事務については、11項目のうち公用車の損傷に関するものが約6割を占めている。

これらに加え、収入・支出に係る事務処理が漏れていたものや、契約事務において契約保証金の金額が不足していたものなど、内部管理等が適正に実施されていけば防げる誤りも見受けられた。

上記を踏まえて、事務執行を適正・適切に推進していく上で特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、特段の配意を願いたい。

## 2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	予算	収 入 滞	収 入 滞	支 出 滞	賄 当 理	工 事 滞	契 約 滞	その他	合計	指摘 目 の 内 容
東播磨県民局		2	1		2	1			6	17頁
北播磨県民局					1				1	18頁
中播磨県民センター		3		1	1	1	4		10	18頁
西播磨県民局			2						2	19頁
但馬県民局		1			2	1			4	20頁
丹波県民局					1				1	20頁
淡路県民局		1			2				3	21頁
東京事務所			1						1	21頁
中央子ども家庭センター		1							1	21頁
姫路子ども家庭センター		1							1	22頁
県立明石学園							1		1	22頁
県立ものづくり大学校							1	1	2	22頁
県立但馬技術大学校								1	1	22頁
県立農林水産技術総合センター				1					1	22頁
県立森林大学校								1	1	23頁
県立淡路景観園芸学校								1	1	23頁
県立コウノトリの郷公園							1		1	23頁

機 関 名	予算 執行	収 入 未 結	収 入 額	支 出 額	財 産 管 理	工 事 額	契 約 額	その他	合計	指摘 内容
篠山東雲高等学校		1							1	23頁
高砂南高等学校			1						1	23頁
東播磨高等学校				1					1	23頁
龍野高等学校				1					1	24頁
神崎高等学校	1								1	24頁
香寺高等学校			1						1	24頁
山崎高等学校	1								1	24頁
高等特別支援学校							1		1	24頁
たつの警察署					1				1	24頁
洲本警察署					1				1	25頁
合 計 (27機関)	2	10	6	4	11	3	8	4	48	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

県民生活部	兵庫陶芸美術館
危機管理部	広域防災センター
福 祉 部	加東こども家庭センター、豊岡こども家庭センター
保健医療部	県立健康科学研究所、食肉衛生検査センター
農林水産部	姫路家畜保健衛生所、朝来家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所
環 境 部	森林動物研究センター
教育委員会	播磨東教育事務所、播磨西教育事務所、但馬教育事務所、丹波教育事務所、淡路教育事務所、県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの郷、県立総合教育センター、県立図書館、県立歴史博物館、県立考古博物館、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、北神戸総合高等学校、神戸鈴蘭台高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、神戸学園都市高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、尼崎西高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮今津高等学校、西宮北高等学校、西宮苦楽園高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、阪神昆陽高等学校、伊丹北高等学校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、猪名川高等学校、有馬高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等学校、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山鳳鳴高等学校、篠山産業高等学校、明石高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、古加川北高等学校、

	<p>加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木総合高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路東高等学校、姫路北高等学校、姫路工業高等学校、姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、飾磨工業高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、姫路海陵高等学校、網干高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、福崎高等学校、播磨福崎高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、但馬農業高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、青雲高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、のじぎく特別支援学校、神戸特別支援学校、西神戸高等特別支援学校、阪神特別支援学校、むこがわ特別支援学校、芦屋特別支援学校、こやの里特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、川西カリヨンの丘特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、氷上特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、姫路しらさぎ特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校、あわじ特別支援学校</p>
<p>公安委員会</p>	<p>東灘警察署、灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、篠山警察署、丹波警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、姫路警察署、飾磨警察署、網干警察署、福崎警察署、相生警察署、赤穂警察署、宍粟警察署、南但馬警察署、豊岡警察署、美方警察署、淡路警察署、南あわじ警察署</p>

### 3 主な指摘事項

指摘のあった27機関、48項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

#### (1) 収入未済について

ア 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると302,355円減少（減少率0.6%）しているものの、合計51,589,898円となっている。（中播磨県民センター13,896,378円、淡路県民局37,693,520円）

イ 200万円以上の県税高額滞納額は、前年度同期と比較すると13,193,650円減少（減少率27.1%）しているものの、合計35,416,479円となっている。（東播磨県民局12,972,870円、中播磨県民センター20,189,709円、但馬県民局2,253,900円）

ウ 児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると525,204円増加（増加率10.1%）しており、合計5,716,047円となっている。（中央こども家庭センター1,315,815円、姫路こども家庭センター4,400,232円）

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

(ア) 行政財産の使用許可期間が複数年度にわたる場合の財産使用料は、毎年度その年度分を徴収することとされており、その調定は当該年度当初に速やかに行うべきであるのに、7か月以上経過しても調定されていないものが1件、56,040円あった。  
(香寺高等学校)

(イ) 消滅時効完成に伴う不納欠損の決定の行われていない生活保護費等弁償金が67件、301,642円あった。(東播磨県民局)

イ 支出事務について

(ア) 支出負担行為は支出の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、財務規則等に基づき適時に決定しなければならないが、事前に支出負担行為の決定を行う必要があるにもかかわらず、請求のあったときに決定していたものが1件、528,880円あった。(県立農林水産技術総合センター)

(イ) 債務負担行為に係る建設工事請負契約に基づく部分払いにおいて、部分払金額の算定式の適用を誤ったため、工事請負費が過大支出となっていたものが1件、28,432,567円あった。(中播磨県民センター)

(ウ) 報酬から控除した歳入歳出外現金(公立学校共済掛金)が払い出されていなかったものが5件、70,718円あった。(東播磨高等学校2件、24,005円/龍野高等学校3件、46,713円)

(3) 公用車の損傷等について

公用車の損傷について指摘したものは6機関、15台であった。(東播磨県民局4台、北播磨県民局3台、但馬県民局5台、淡路県民局1台、たつの警察署1台、洲本警察署1台)

また、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないとされているが、その提出を怠ったこと等のため、1機関で公用車5台の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。(丹波県民局)

(4) 契約事務について

ア 重力式擁壁等設置工事及び仮置土砂整地等工事(工事費相当額計34,316,700円)の実施に当たり、工事の適用範囲を逸脱した道路維持修繕緊急小規模工事(工事費計35,281,400円)として執行していた。(中播磨県民センター)

イ 予定価格が200万円を超える業務委託については競争入札により契約を締結する必要があるが、野外コウノトリモニタリング業務委託(契約額4,188,800円)を随意契約

としているものが1件あった。(県立コウノトリの郷公園)

ウ 契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、契約上の義務の履行を確保するとともに、履行されない場合の県の損害の補填を容易にするため、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、これを行わないまま契約を締結していたもの等が次のとおりであった。

(ア) 契約保証金等が不足していたもの：3件(中播磨県民センター、不足額158,490円)

(イ) 履行保証保険の保険期間が不足していたもの：1件(中播磨県民センター、2か月不足)

(ウ) 契約保証金の還付が遅延していたもの：3件(県立ものづくり大学校2件、高等特別支援学校1件)

#### 4 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

##### (1) 収入の促進について

収入の促進については、県税事務所において粘り強い納税指導や分割納付に対する履行監視、滞納者の財産差押等の取組が着実に行われた結果、200万円以上の県税高額滞納額の収入未済額は前年度同期と比較すると減少しており、税収確保に向けた取組により一定の成果が上がっているものと評価できる。一方で港湾施設使用料等の収入未済額は僅かな減少にとどまっており、全体では依然として多額の収入未済がある。

このため、新規滞納の発生防止や早期納入を図るとともに、長期の滞納者や償還に誠意のない債務者に対しては、連帯保証人への催告の強化や強制執行の実施に取り組むほか、法令等に基づく債権整理を進めるなど、滞納整理ガイドラインや債権管理標準マニュアル等による取組を継続されたい。また、債権管理に携わる職員の事務負担を軽減するため、債権回収業務の外部委託の一層の活用や、債権管理に関する研修や相談体制の充実・強化に取り組まれたい。

##### (2) 経理事務の適正化について

工事請負費に係る部分払金の支出誤りなど、経理事務の誤りの多くは財務会計事務に係る基本的な理解不足や事務処理の際の不十分な確認に起因するものである。また、前年度に引き続き支出負担行為の整理時期の誤りが生じていた事例のほか、調定漏れなどの事例については、組織的なチェック体制が機能していなかったと言わざるを得ない。

幹部職員はそれぞれの事務処理の現状を把握し、誤りの原因分析を的確に行った上で、組織的なチェック機能の強化、経理事務に精通した人材の育成等による体制強化、事業

担当と経理担当との連携強化など、原因に応じた有効な再発防止策に取り組まれない。

### (3) 公用車の損傷防止及び適正な管理について

今回の報告において、公用車の損傷に係る指摘は6機関、15台で、前年度同期の9機関、29台と比較すると機関数、台数ともに減少しているものの、依然として多数発生している。

これまでから各機関において交通安全研修の実施や職場会議等での意識啓発等の取組が行われているところであるが、自損事故による公用車の損傷が依然として絶えないことから、事故事例の共有を通じた注意喚起、発生原因の的確な検証に基づく再発防止対策の徹底や効果的な取組事例の共有化とともに、ドライブレコーダーや既存車両へのバックモニター等の安全装置の導入など、実効性のある対策を進められたい。

また、損傷の発生時期や原因が不明となっていたことについて、所属長は、自らの管理責任を十分に認識し、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出する必要があることを周知徹底するとともに、定期的な一斉点検のみならず、運行前後の点検の徹底や適切な結果記録により損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理に努められたい。

### (4) 契約事務の適正な執行について

工事の適用範囲を逸脱した道路維持修繕緊急小規模工事の執行や、競争入札により契約を締結する必要がある業務を随意契約とするなど、競争性、経済性、公平性、公正性を確保する観点から不適切な事務処理があった。

また、契約に際して徴収等をすべきとされている契約保証金等において金額が不足していたものなど、契約事務に関する基本的なルールを逸脱していた事例があった。

このような事務処理を行った場合には、県に損害が生じる可能性や県政に対する県民の信頼を損なうおそれもあることから、幹部職員も含め、契約事務に携わる職員は基本的なルールを再認識し、内部管理等を適正に実施して事務プロセスの各段階におけるチェック機能の強化を図るとともに、職員間での情報共有や制度改正の周知徹底等に取り組むことで、契約事務の適正な執行に努められたい。

### (5) 事業の経済性・効率性・有効性について

ア イベントや補助等の事業において、費用対効果に疑問を感じる事例や効果検証が十分に行われていない事例など、事業の実施効果の発現に、より一層配慮すべきものが見受けられた。

事業の実施に当たっては、事業の目的を十分に理解した上で、準備段階での適切な需要把握、実施段階での進捗状況の確認、実施後における事業効果の評価、事業の見直しを迅速かつ的確に行い、最少の経費で最大の効果が挙がるよう努められたい。

また、現下の厳しい財政状況を踏まえ、県有施設の利用料金等について、近隣類似施設との均衡やコストを反映させる観点から、受益と負担の適正化等を意識した見直しを検討することにより、収入の確保にも努められたい。

イ 入居率が50%を下回る職員公舎が複数見受けられた。入居率の改善が見込めない職員公舎については廃止も検討するとともに、それ以外の職員公舎についても、維持管理し続けるコストと民間借り上げのコストを比較した上で、より経済的な方法を検討されたい。

また、利用率が低調な庁舎の駐車場やふ頭用地について、用途の見直しも含めた土地利用を検討するなど、財産の有効活用に取り組まれたい。

#### (6) 内部管理等の取組強化について

経理事務や契約事務等において初歩的なミスが引き続き生じており、内部管理が機能しているのか疑われる事例が多数認められた。

このため、内部管理責任者をはじめとする幹部職員は、制度の適正な運用を推進する責任者であるとの自覚のもと、不備発生の原因を十分に分析した上で、実情に応じた具体的なリスク対応策を講じるとともに、職員への意識付けを浸透させ、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される重点リスクを理解した上で、日々の業務に取り組むよう、実効性のある制度運用に向けた取組を進められたい。

なお、知事部局以外についても、これらに準じた取組に努められたい。



### 第 3 指 摘 項 目 の 内 容



## 地方機関等

(総務部関係)

### 東播磨県民局

#### 総務企画室

##### 物品の損傷について

令和7年1月1日から12月31日までの間に、特に注意喚起を要する公用車同士の自損事故等により、公用車を4台損傷（リース車修繕費1,335,459円）していた。

#### 加古川県税事務所

##### 収税事務について

令和7年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は2人、総額は12,972,870円で、うち滞納繰越分は9,500,870円である。

#### 加古川健康福祉事務所

##### 1 収入の促進について

令和7年度（12月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は288件、総額は2,883,229円で、うち滞納繰越分は245件、2,445,626円である。

##### 2 経理事務について

消滅時効完成に伴う不納欠損の決定の行われていない生活保護費等弁償金が67件、301,642円あった。

#### 加古川土木事務所

##### 1 占・使用許可事務について

令和7年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、7年12月末現在許可更新手続き未了のものが1件ある。

##### 2 工事関係事務について

夜間の交通誘導警備員A、Bの単価を誤ったため、(国)2号道路案内標識更新・修繕工事の設計が1件、240,900円過少設計となっていた。

## 北播磨県民局

### 総務企画室

#### 物品の損傷について

令和7年1月1日から12月31日までの間に、特に注意喚起を要する自損事故等により、公用車を3台損傷（リース車修繕費1,552,708円）していた。

## 中播磨県民センター

### 姫路県税事務所

#### 収税事務について

令和7年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は5人、総額は20,189,709円で、うち滞納繰越分は11,266,439円である。

### 中播磨健康福祉事務所

#### 収入の促進について

令和7年度（10月末現在）における生活保護費等弁償金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は237件、総額は2,314,434円で、うち滞納繰越分は195件、1,466,892円である。

### 姫路土木事務所

#### 1 収入の促進について

令和7年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は49件、総額は13,896,378円で、うち滞納繰越分は35件、10,906,918円である。

#### 2 経理事務について

債務負担行為に係る建設工事請負契約に基づく部分払において、部分払金額の算定式の適用を誤ったため、工事請負費が1件、28,432,567円過大支出となっていた。

#### 3 占・使用許可事務について

令和4年3月までに許可期間が満了した港湾水域占用許可のうち、7年10月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。

#### 4 契約事務について

- (1) 当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、緊急小規模道路工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が3件(不足額158,490円)あった。
- (2) 宮排水機場CCTVカメラ修理委託業務契約(契約額5,269,000円)において、変更契約で契約期間の延長を行っているが、契約保証金に代えて締結された履行保証保険の保険期間を延長しなかったため、履行保証期間が不足(2か月)していた。
- (3) 予算を繰越明許費として翌年度に繰り越して使用するためには議決を経る必要があるが、議決前に履行期限を翌年度に延長する変更契約をしていたものが2件あった。
- (4) 重力式擁壁等設置工事及び仮置土砂整地等工事(工事費相当額計34,316,700円)の実施に当たり、工事の適用範囲を逸脱した道路維持修繕緊急小規模工事(工事費計35,281,400円)として執行していた。

#### 5 工事関係事務について

自由勾配側溝の単価積算を誤ったこと等のため、県単独港湾修繕事業等の設計が2件、3,128,400円過少設計となっていた。

## 西播磨県民局

### 総務企画室

#### 経理事務について

歳出戻入すべき令和7年度分共済組合負担金過払金返納金を7年度歳入としているものが1件、68,837円あった。

### 光都土木事務所

#### 経理事務について

河川水質事故による油流出防止措置に係る原因者負担命令に伴う雑入(原因者負担金1件、70,400円)の調定が3か月以上遅れ、令和7年7月18日となっていた。

## 但馬県民局

### 総務企画室

#### 物品の損傷について

特に注意喚起を要する自損事故等により、公用車を5台損傷（リース車修繕費等830,875円）していた。

※ うち1台については、損傷に伴い当該車両を途中解約したため、リース車修繕費等は解約に伴い発生した費用を記載した。

### 豊岡県税事務所

#### 収税事務について

令和7年度（9月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、1人、2,253,900円である。

### 豊岡土木事務所

#### 1 財産管理事務について

廃道敷地であった国有財産が県に譲与された場合には、速やかに県有財産として保存登記等の登記手続をするものとされているが、令和6年2月16日に譲与された廃道敷地1筆、25.1平方メートルに係る登記が行われていなかった。

#### 2 工事関係事務について

不整地運搬対象土量の数量を誤ったため、河川緊急浚渫推進事業の設計が1件、111,100円過少設計となっていた。

## 丹波県民局

### 県民躍動室

#### 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車5台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

## 淡路県民局

### 総務企画室

#### 物品の損傷について

令和6年11月1日から7年10月31日までの間に、特に注意喚起を要する自損事故により、公用車を1台損傷（リース車修繕費 486,189円）していた。

### 洲本農林水産振興事務所

#### 占・使用許可事務について

漁港施設占用等許可に係る手続きが2年4か月以上遅れているものがあった。

### 洲本土木事務所

#### 収入の促進について

令和7年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は51件、総額は37,693,520円で、うち滞納繰越分は38件、34,206,350円である。

## 東京事務所

### 経理事務について

（目）弁償金で収入すべき交通事故示談金1件、164,162円が（目）雑入で収入されていた。

## （福祉部関係）

### 中央こども家庭センター

#### 収入の促進について

令和7年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は168件、総額は1,315,815円で、うち滞納繰越分は144件、1,085,478円である。

## 姫路こども家庭センター

### 収入の促進について

令和7年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は370件、総額は4,400,232円で、うち滞納繰越分は306件、3,301,468円である。

## 県立明石学園

### 契約事務について

学生実習委託において、委託料単価が変更となったにもかかわらず、変更契約を締結していない契約が1件（契約単価：実習生1人1時間当たり206円）あった。

## （産業労働部関係）

### 県立ものづくり大学校

#### 1 職業訓練生の充足について

令和7年度の産業技術資格科（前期）における職業訓練生の定員に対する入校率が6.7%と著しく低調である。

#### 2 契約事務について

離職者等再就職訓練保育士養成コースの契約に係る履行確認を行った後、6か月以上経過して還付されている契約保証金が2件、1,022,000円あった。

### 県立但馬技術大学校

#### 職業訓練生の充足について

令和7年度の建築工学科及び機械製造学科における職業訓練生の定員に対する入校率がそれぞれ15.0%及び10.0%と著しく低調である。

## （農林水産部関係）

### 県立農林水産技術総合センター

#### 経理事務について

真空加圧含侵装置の修理において、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費（修繕費）を支出していたものが1件、528,880円あった。

## 県立森林大学校

### 入学生の充足について

令和7年度の入学者の定員に対する入校率が10.0%と著しく低調である。

### (まちづくり部関係)

## 県立淡路景観園芸学校

### 受講生の充足について

令和7年度のまちづくりガーデナーマスターコース（前期・後期）における受講生の定員に対する入校率がそれぞれ45.0%及び40.0%と著しく低調である。

### (教育委員会関係)

## 県立コウノトリの郷公園

### 契約事務について

予定価格が200万円を超える業務委託については競争入札により契約を締結する必要があるが、野外コウノトリモニタリング業務委託契約（契約額4,188,800円）を随意契約としているものが1件あった。

## 篠山東雲高等学校

### 収入の促進について

令和6年度（7年6月末現在）における教育施設生産物売払収入の収入未済は、1件、785,960円で、全額が滞納繰越分である。

## 高砂南高等学校

### 経理事務について

行政財産の使用許可に伴う光熱水費等負担金を納期限までに完納していない者に対し、督促状により督促すべきであるのに、これを行っていなかったものが1件、33,060円あった。

## 東播磨高等学校

### 経理事務について

令和7年4月分の報酬から控除した歳入歳出外現金2件、24,005円（公立学校共済掛金

(短期) 2件、24,005円) が7年12月末現在、払い出されていない。

#### 龍野高等学校

##### 経理事務について

令和6年4月及び5月分の報酬から控除した歳入歳出外現金3件、46,713円(公立学校共済掛金(短期)2件、44,167円、公立学校共済掛金(介護)1件、2,546円)が7年11月末現在、払い出されていない。

#### 神崎高等学校

##### 予算執行について

大判プリンター購入契約において、予算が令達されていないのに、購入契約を締結していたものが1件、462,000円あった。

#### 香寺高等学校

##### 経理事務について

行政財産の使用許可に伴う財産使用料が1件、56,040円調定漏れとなっていた。

#### 山崎高等学校

##### 予算の執行について

体育館空調設備設置工事において、予算令達額が不足(699,600円)しているにもかかわらず、工事請負契約を締結していたものが1件、48,879,600円あった。

#### 高等特別支援学校

##### 契約事務について

県立高等特別支援学校寄宿舎浄化槽修繕工事に係る履行確認を行った後、1年以上経過して還付されている契約保証金が1件、219,780円あった。

#### (公安委員会関係)

#### たつの警察署

##### 物品の損傷について

令和6年12月1日から7年11月30日までの間に、特に注意喚起を要する自損事故により、公用車を1台損傷(損傷額572,814円)していた。

## 洲本警察署

### 物品の損傷について

令和6年11月1日から7年10月31日までの間に、特に注意喚起を要する自損事故により、公用車を1台損傷（損傷額306,515円）していた。